

平成31年かすみがうら市議会第2回臨時会

市長提出議案集

平成31年4月24日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉 .....	1
2. 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉 .....	19
3. 議案第 32 号 平成 31 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号） .....	23

### （参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表 .....	32～58
・ かすみがうら市税条例等 新旧対照表 かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係) .....	(32～43)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 2 条関係) .....	(43～51)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 3 条関係) .....	(51～52)
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (第 4 条関係) .....	(52～53)
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (第 5 条関係) .....	(53～56)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表 .....	(56～58)

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成31年4月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月29日

かすみがうら市長 坪 井 透

### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第3号）が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例等の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

かすみがうら市長

平成31年かすみがうら市条例第14号

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特別控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第82条第2号イ中「農耕作業用のもの」を「(ア) 農耕作業用のもの」に、「その他のもの」を「(イ) その他のもの」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同

条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第33項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第11項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第12項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第2

2項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積）
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
------	--------	--------

	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改める。

第2条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その

## 旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正な手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般継承人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条

第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成3

2年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）①	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ）②	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）①	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ）②	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車税の

うち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）①	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）②	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他

不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成29年かすみがうら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

かすみがうら市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成30年かすみがうら市条例第24号）の一部を次のように改正する。

かすみがうら市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「地方税法関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織」に改め、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「法第762条第1号」を「申告書記載事項が法第762条第1号」に改め、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出するこ

とができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第8

1条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中かすみがうら市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中かすみがうら市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中かすみがうら市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のかすみ

うら市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又はかすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成27年かすみがうら市条例第21号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前のかすみがうら市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」

という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例

(次項及び第3項において「32年新条例」という。)第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべきかすみがうら市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民

税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成31年4月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

かすみがうら市長 坪 井 透

### 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

かすみがうら市長

平成31年かすみがうら市条例第15号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第27条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第30条第1項第3号イ（イ）中「規定の被保険者」を「規定による被保険者」に改め、同号イ（エ）中「市立学校教職員共済制度」を「私立学校教職員共済制度」に改める。

附則第17項中「第31条第1項第3号」を「第30条第1項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平

成 3 1 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

平成31年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,576,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年4月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
19 繰入金		1,949,245	3,298	1,952,543	
	1 基金繰入金	1,949,242	3,298	1,952,540	
20 繰越金		150,000	7,329	157,329	
	1 繰越金	150,000	7,329	157,329	
22 市債		1,784,300	26,300	1,810,600	
	1 市債	1,784,300	26,300	1,810,600	
歳入合計		18,540,000	36,927	18,576,927	

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,505,253	36,927	2,542,180
	1 総務管理費	2,143,056	36,927	2,179,983
歳 出 合 計		18,540,000	36,927	18,576,927

## 第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
複合型健康福祉拠点施設整備事業債	554,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	580,400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	6,708	0	6,708
4 配 当 割 交 付 金	23,970	0	23,970
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,605	0	21,605
6 地 方 消 費 税 交 付 金	746,253	0	746,253
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	0	20,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
11 地 方 交 付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	0	7,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	214,460	0	214,460
14 使 用 料 及 び 手 数 料	53,922	0	53,922
15 国 庫 支 出 金	2,130,306	0	2,130,306
16 県 支 出 金	1,207,430	0	1,207,430
17 財 産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,949,245	3,298	1,952,543
20 繰 越 金	150,000	7,329	157,329
21 諸 収 入	210,433	0	210,433

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,784,300	26,300	1,810,600
歳 入 合 計	18,540,000	36,927	18,576,927

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	145,033	0	145,033				
2 総 務 費	2,505,253	36,927	2,542,180		26,300	3,298	7,329
3 民 生 費	6,025,835	0	6,025,835				
4 衛 生 費	2,073,082	0	2,073,082				
5 労 働 費	24,012	0	24,012				
6 農 林 水 産 業 費	645,046	0	645,046				
7 商 工 費	657,513	0	657,513				
8 土 木 費	1,547,558	0	1,547,558				
9 消 防 費	1,233,104	0	1,233,104				
10 教 育 費	1,393,278	0	1,393,278				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,260,284	0	2,260,284				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,540,000	36,927	18,576,927		26,300	3,298	7,329

## 2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 公共施設等整備基金繰入金	52,710	3,298	56,008	1 公共施設等整備基金繰入金	3,298	複合型健康福祉拠点施設整備事業
計	1,949,242	3,298	1,952,540			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	150,000	7,329	157,329	1 繰越金	7,329	前年度繰越金
計	150,000	7,329	157,329			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	733,600	26,300	759,900	1 複合型健康福祉拠点施設整備事業債	26,300	複合型健康福祉拠点施設整備事業債
計	1,784,300	26,300	1,810,600			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 財産管理費	769,137	36,326	805,463		26,300	3,298	6,728	13 委託料 15 工事請負費	6,740 29,586	10 複合型健康福祉拠点施設整備事業(政策) 13 外構工事設計単価入替業務委託 13 埋蔵文化財発掘調査業務委託 15 複合型健康福祉拠点施設整備工事	36,326 260 6,480 29,586
13 あじさい館管理費	76,515	601	77,116				601	13 委託料	601	03 あじさい館管理事業(政策) 13 緑地管理業務委託	601 601
計	2,143,056	36,927	2,179,983		26,300	3,298	7,329				

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)を支出した場合においては、<b>法第314条の7第1項</b>に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<b>同項第1号に掲げる寄附金</b>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第314条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法<b>第314条の7第2項</b>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)を支出した場合<b>には、同項</b>に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<b>同条第2項に規定する特別控除対象寄附金</b>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第314条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法<b>第314条の7第11項</b>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア (略)</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア (略)</p>

<p>イ 小型特殊自動車</p> <p><b><u>農耕作業用のもの</u></b></p> <p>2輪のもの 年額 2,000円</p> <p>4輪のもの及びカタピラを有するもの</p> <p>総排気量が1リットル以下のもの</p> <p>年額 3,000円</p> <p>総排気量が1リットルを超えるのもの 年額 3,900円</p> <p><b><u>その他のもの</u></b> 年額 5,900円</p> <p>(3) (略)</p>	<p>イ 小型特殊自動車</p> <p><b><u>(7) 農耕作業用のもの</u></b></p> <p>2輪のもの 年額 2,000円</p> <p>4輪のもの及びカタピラを有するもの</p> <p>総排気量が1リットル以下のもの</p> <p>年額 3,000円</p> <p>総排気量が1リットルを超えるのもの 年額 3,900円</p> <p><b><u>(イ) その他のもの</u></b> 年額 5,900円</p> <p>(3) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<b><u>平成43年度</u></b>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<b><u>附則第5条の4の2第6項(同条第9項)</u></b>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p><b><u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></b></p> <p><b><u>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u></b>に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項</p>	<p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<b><u>平成45年度</u></b>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<b><u>附則第5条の4の2第5項(同条第7項)</u></b>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

<p><u>の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p><b>3</b> <u>第1項の規定の適用がある場合における</u> 第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p>	<p><b>2</b> <u>前項の規定の適用がある場合における</u> 第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p>
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6</p>

<p>第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(個人の市民税の<b>寄附金控除額</b>に係る申告の特例等)</p>	<p>(個人の市民税の<b>寄附金税額控除</b>に係る申告の特例等)</p>
<p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定<b>によって</b>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法<b>第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</b>(以下この項及び次条において「<b>地方団体に対する寄附金</b>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<b>地方団体に対する寄附金</b>を受領する<b>地方団体の長</b>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p>	<p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定<b>により</b>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法<b>第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</b>(以下この項及び次条において「<b>特例控除対象寄附金</b>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<b>特例控除対象寄附金</b>を受領する<b>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)</b>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p>
<p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<b>地方団体の長</b>に対し、施行規</p>	<p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<b>都道府県知事等</b>に対し、施行規</p>

<p>則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<b>地方団体の長</b>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<b>都道府県知事等</b>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<b>地方団体に対する寄附金</b>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)において、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<b>特例控除対象寄附金</b>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法<b>附則第15条第32項第1号イ</b>に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{3}{2}</math>とする。</p> <p>6 法<b>附則第15条第32項第1号ロ</b>に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{3}{2}</math>とする。</p> <p>7 法<b>附則第15条第32項第2号イ</b>に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{2}{1}</math>とする。</p> <p>8 法<b>附則第15条第32項第2号ロ</b>に規定する条</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法<b>附則第15条第33項第1号イ</b>に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{3}{2}</math>とする。</p> <p>6 法<b>附則第15条第33項第1号ロ</b>に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{3}{2}</math>とする。</p> <p>7 法<b>附則第15条第33項第2号イ</b>に規定する条例で定める割合は、<math>\frac{4}{3}</math>とする。</p> <p>8 法<b>附則第15条第33項第2号ロ</b>に規定する条</p>

<p>例で定める割合は、<b>2分の1</b>とする。</p> <p>9 法<b>附則第15条第32項第2号ハ</b>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法<b>附則第15条第43項</b>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法<b>附則第15条第44項</b>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法<b>附則第15条第46項</b>に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法<b>附則第15条第46項</b>に規定する機械装置等にあつては0とする。</p>	<p>例で定める割合は、<b>4分の3</b>とする。</p> <p>9 法<b>附則第15条第33項第2号ハ</b>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法<b>附則第15条第44項</b>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法<b>附則第15条第45項</b>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法<b>附則第15条第47項</b>に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法<b>附則第15条第47項</b>に規定する機械装置等にあつては0とする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>6 法附則第15条の8第4項の家屋について、</b>  <b>同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで</b>  <b>に次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋</b>  <b>について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</b></p> <p><b>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</b></p> <p><b>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積(法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家</b></p>

**6** 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第17項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

**7** (略)

(1)～(3)

(4) 令**附則第12条第21項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第12条第22項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

**8** (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第12条第29項**に規定する補助金等

(6) (略)

**9** (略)

**10** (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第12条第29項**に規定する補助金等

(6) (略)

**屋にあっては、家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積)**

**(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日**

**7** 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第19項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

**8** (略)

(1)～(3)

(4) 令**附則第12条第23項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第12条第24項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

**9** (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第12条第31項**に規定する補助金等

(6) (略)

**10** (略)

**11** (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第12条第31項**に規定する補助金等

(6) (略)

<p><b>11</b> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<b>附則第12条第17項</b>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>12</b> (略)</p>	<p><b>12</b> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<b>附則第12条第19項</b>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>13</b> (略)</p>
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 <b>法附則第30条第1項</b>に規定する3輪以上の軽自動車に対する<b>当該軽自動車</b>が<b>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)</b>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車</b>が<b>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲</b></p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 <b>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</b>を受けた<b>法附則第30条第1項</b>に規定する3輪以上の軽自動車に対する<b>平成31年度分</b>の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>

げる字句とする。

第2号7	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。))において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
------	---------------	---------------

	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、**第2項の表**の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、**第3項の表**の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、**次の表**の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<b>第2号7</b>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(**ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。**)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、**次の表**の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

<p><b>7</b> <u>法附則第30条第8項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<b>第4項の表</b>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="804 311 1361 600"> <tr> <td><b>第2号7</b></td> <td><u>3,900円</u></td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>6,900円</u></td> <td><u>3,500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>10,800円</u></td> <td><u>5,400円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3,800円</u></td> <td><u>1,900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5,000円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> </table> <p><b>4</b> <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<b>次の表</b>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="804 1229 1361 1518"> <tr> <td><b>第2号7</b></td> <td><u>3,900円</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>6,900円</u></td> <td><u>5,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>10,800円</u></td> <td><u>8,100円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3,800円</u></td> <td><u>2,900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5,000円</u></td> <td><u>3,800円</u></td> </tr> </table>	<b>第2号7</b>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>		<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>		<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>		<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>		<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>	<b>第2号7</b>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>		<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>		<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>		<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>		<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>
<b>第2号7</b>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>																													
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>																													
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>																													
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>																													
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>																													
<b>第2号7</b>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>																													
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>																													
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>																													
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>																													
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>																													
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<b>第7項</b>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～4 (略)</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<b>第4項</b>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～4 (略)</p>																														

<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに<b>次の各号</b>に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<b>仮換地等</b>(以下この項において「<b>仮換地等</b>」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<b>仮換地等</b>納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<b>仮換地等</b>の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<b>仮換地等</b>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに<b>次</b>に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名<b>又は名称</b>)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<b>特定仮換地等</b>(以下この項において「<b>特定仮換地等</b>」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<b>特定仮換地等</b>納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<b>特定仮換地等</b>の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<b>特定仮換地等</b>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>
--	--

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

	<p><u>7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p>
<p><u>7~9</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u>給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p><u>8~10</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する</u>給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2~5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法<u>第203条の5第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法<u>第203条の6第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるもの</u></p>

の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

**(3)** (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

を除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

**(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨**

**(4)** (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<b><u>第203条の5第5項</u></b>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<b><u>第203条の6第6項</u></b>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定<b><u>によって</u></b>提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は<b><u>同条第8項</u></b>若しくは<b><u>第9項</u></b>の規定<b><u>によって</u></b>申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合<b><u>においては</u></b>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定<b><u>により</u></b>提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は<b><u>同条第9項</u></b>若しくは<b><u>第10項</u></b>の規定<b><u>により</u></b>申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合<b><u>には</u></b>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則 <b><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></b> <b><u>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></b></p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <b><u>第15条の2</u></b> (略)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <b><u>第15条の2の2</u></b> (略)</p>

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正な手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般継承人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納

	<p><u>付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略) <b>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</b></p>
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法<b>附則第30条</b>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法<b>附則第30条第1項</b>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定<b>(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</b>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略) <b>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指</b></p>

定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7(イ)	3,900円	1,000円
第2号7(ウ)①	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号7(ウ)②	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7(イ)	3,900円	2,000円
第2号7(ウ)①	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号7(ウ)②	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車税のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除

く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7(イ)	3,900円	3,000円
第2号7(ウ)①	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号7(ウ)②	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は

<p><u>供した者の偽りその他不正の手段を含む。)</u>により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	<p><u>間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)</u>により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>
---	---

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦<b>又は寡夫</b>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<b>寡夫又は单身児童扶養者</b>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<b>第4項</b>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中</p>	<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<b>第5項</b>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中</p>

<p>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b></p>
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<b>第4項</b>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<b>第5項</b>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

**かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第4条関係)**

改正前	改正後
<p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>第15条の2～第15条の5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第8</p>	<p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>第15条の2～第15条の5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第8</p>

<p>1条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第1項中「<b>初めに道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</b>」を「<b>最初の法第444条第3項に規定する</b>」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 (略)</p>	<p>1条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<b>当分の間</b>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第1項中「<b>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分</b>」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 (略)</p>
--	--

**かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第5条関係)**

改正前	改正後
<p>第48条第1項中「規定による申告書」の次に「(第10項<b>及び第11項</b>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人又は外国法人」に、「法第321条の8第24項」を「法第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、</p>	<p>第48条第1項中「規定による申告書」の次に「(第10項、<b>第11項及び第13項</b>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人又は外国法人」に、「法第321条の8第24項」を「法第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、</p>

<p>同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第48条に次の<b>3項</b>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する<b>地方税法関係手続用電子情報処理組織</b>を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<b>その他施行規則で定める方法</b>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<b>法第762条第1号</b>の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第48条に次の<b>8項</b>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項<b>及び第12項</b>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する<b>地方税関係手続用電子情報処理組織</b>を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<b>申告書記載事項が法第762条第1号</b>の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><b>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税法関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4</b></p>
--	--

第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項

	<p><u>(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p>
<p>附 則 (施行期日) 第1条 (略) (1)～(4) (略) (5) 第1条中市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<b>3項を</b>加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) (略)</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 (略) (1)～(4) (略) (5) 第1条中市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<b>8項を</b>加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) (略)</p>
<p>(市民税に関する経過措置) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<b>第12項</b>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(市民税に関する経過措置) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<b>第17項</b>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>

**かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条</p>	<p>(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条</p>

<p>第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>58万円</b>を超える場合においては、基礎課税額は、<b>58万円</b>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>61万円</b>を超える場合においては、基礎課税額は、<b>61万円</b>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>58万円</b>を超える場合には、<b>58万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>27万5,000円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>50万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>61万円</b>を超える場合には、<b>61万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>28万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>51万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>

<p>ア～カ (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の<u>規定の被保険者</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による<u>市立学校教職員共済制度</u>の加入者</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(4) 及び(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の<u>規定による被保険者</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による<u>私立学校教職員共済制度</u>の加入者</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(4) 及び(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 当分の間、平成22年度以降の<u>第31条第1項第3号</u>による保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 当分の間、平成22年度以降の<u>第30条第1項第3号</u>による保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

平成31年かすみがうら市議会第2回臨時会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成31年4月24日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 議案第 33 号 かすみがうら市副市長の選任について  
( 横 瀬 典 生 ) ..... 1



平成31年かすみがうら市議会第2回臨時会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成31年4月24日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 議案第 34 号 かすみがうら市監査委員の選任について  
( 坂 本 裕 司 ) ..... 1

